

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和5年9月12日付けで提起した処分庁による令和5年9月11日付け保有個人情報利用不停止決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求中、Y及びZに関する請求を却下する。

その余の請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年5月13日、処分庁に対し、葛飾区福祉事務所長が保有する本人世帯に関わる同意書（以下「本件同意書」という。）の署名部分（以下「本件情報」という。）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第98条第1項第1号に該当する事由があるものとして、法99条第1項の規定により本件情報の利用の停止及び消去を求める保有個人情報利用停止請求書を提出した（以下、同請求を「本件請求」という。）。
- 2 処分庁は、令和5年9月11日、本件情報の開示請求手続が行われていないため法第98条第3項の要件を充たさないこと及び同条第1項第1号に該当する事由がないことを理由として、本件情報の利用を停止しないことを決定し、審査請求人に通知した（以下、同決定を「本件処分」という。）。

- 3 審査請求人は、令和5年9月12日、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は理由付記について不備がある。
- (2) 法第98条第3項の趣旨は利用停止を求める保有個人情報の特定を求める趣旨であり、保有個人情報が特定されていれば、必ずしも保有個人情報開示請求が前置されている必要はない。
- (3) 本件情報は、生活保護を受給する際に必要不可欠であるかのように偽って処分庁が取得したものであり、法第98条第1項第1号及び同法第64条に該当する。
- (4) 審査請求人は、本件情報に関する同意を既に撤回している。利用停止を認めなければ、不正な手段で本件情報を利用して情報を取得される恐れがあり、これは違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することにつながり、法第63条に該当する。

2 処分庁の主張

- (1) 本件請求は、保有個人情報の開示を受けずに行われたものであり、保有個人情報開示情報請求の前置を求める法第98条第3項の要件に該当しない。
- (2) 本件情報は、生活保護を受給する際に必要不可欠な情報であり、処分庁は偽りその他不正の手段により個人情報を取得していない。
- (3) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により本件情報を利用してはいない。
- (4) よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 関係法令の定め

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生保法」という。）
 - ア 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない（第24条第1項）。

(ア) 要保護者の氏名及び住所又は居所

(イ) 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

(ウ) 保護を受けようとする理由

(エ) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

(オ) その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

イ 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる（第29条第1項）。

(ア) 要保護者又は被保護者であつた者

氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）（同項第1号）

(イ) 前号に掲げる者の扶養義務者

氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）（同項第2号）

ウ 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする（第29条第2項）。

(2) 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「省令」という。）

ア 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始の申請は、保護の開始を申請する者の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする（第1条第1項）。

イ 保護の実施機関は、申請書のほか、保護の決定に必要な書類の提出を求めることができる（同第6項）。

(3) 生活保護法施行細則準則について（平成12年3月31日社援発第871号厚生省社会・援護局長通知。以下「準則」という。）

様式12号別添3 同意書（資料5）

- (4) 葛飾区生活保護法施行細則（昭和40年3月31日規則第28号。以下「区施行細則」という。）

ア 省令第1条第1項の規定による申請の書面は、保護申請書によるものとする（第4条第1項）。

イ 省令第1条第6項の規定による書面は、次に掲げる書類のうち福祉事務所長が必要と認めるものを添付するものとする（同第3項）。

同意書（同項第4号）

- (5) 生活保護の適正実施の推進について（昭和56年11月17日社保発第123号厚生省社会局保護・監査指導課長連名通知。以下「昭和56年通知」という。）

ア 新規申請の場合

保護の新規申請時における資産の保有状況及び収入状況の調査把握をより確実にするため、申請者等に対し次の措置を講ずること（1(1)）。

(ア) 保護の実施機関が資産の保有状況に関し関係先に資料の提供を求めること等について同意する旨を記し署名した書面を申請者等から提出させること（1(1)ア抜粋）。

(イ) 保護の実施機関が収入状況に関し関係先に資料の提供を求めること等について同意する旨を記し署名した書面を申請者等から提出させること（1(1)イ抜粋）。

(ウ) 就労や求職活動の状況、健康状態、支出の状況についても、保護の実施機関が関係先に資料の提供を求めること等について同意する旨を記し署名した書面を申請者等から提出させること（1(1)ウ抜粋）。

(エ) 訪問調査及び提出資料によってもなお資産の保有状況又は収入状況その他の保護の決定に必要な事項に不明な点が残る場合には、必要に応じ官公署、日本年金機構若しくは国民年金法第3条第2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は金融機関、保険会社、雇用主等の関係先に報告を求めるとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること（1(1)エ）。

イ 保護受給中の場合

収入申告書等の提出書類の検討、関係先からの資料提供等及び訪問調査等の結果不明な点がある場合には、当該受給者に対し次の措置を講ずること（2(1)）。

(ア) 保護の実施機関が収入状況に関し関係先に資料の提供を求めること等について同意する旨を記し署名した書面を被保護者から提出させること（2(1)ア抜粋）。

(イ) 就労や求職活動の状況、健康状態、支出の状況等についても、保護の実施機関が関係先に資料の提供を求めること等について同意する旨を記し署名した書

面を申請者等から提出させること（2(1)イ抜粋）。

(ウ) 訪問調査及び提出資料によってもなお収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じ官公署、日本年金機構若しくは国民年金法第3条第2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は金融機関、保険会社、雇用主等の関係先に報告を求めるとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること（2(1)ウ）。

(6) 生活保護行政を適正に運営するための手引について(平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成18年通知」という。)

ア 収入状況等の把握及び同意書の徴取

訪問調査や提出資料によっても収入状況等に不明な点が残る場合には、必要に応じ関係先に資料の提供を求めるとともに関係官署とも連携を図り事実を把握することが必要であることから、申請の際又は申請後速やかに、同意書を申請者から提出させるようにする。

なお、同意書が提出されないため、関係先調査ができない場合には、

① 略

② 保護申請中の者については、同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、生活保護法の趣旨、内容等につき、十分な説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、法第28条の規定に基づき保護申請を客観すること

について検討する必要がある。（I 4(1)抜粋）。

イ 現在、法第29条に基づく関係先調査を行うに当たっては、準則5条に基づく様式12号の生活保護法による保護申請書別添3に示した同意書を徴取し、これを添付しているが、この同意書については、有効期限はないと解されている（I 4(2)④イ抜粋）。

ウ 調査時の留意事項

調査の実施に当たってはそれぞれの対象機関に関する調査の根拠や必要性を確認した上で、法第29条に基づく調査であるか否かにかかわらず法第29条第2項の規定により回答義務のある調査範囲を除き、同意書の徴取が可能な場合には必ず同意書を添付すること（I 4(3)抜粋）。

(7) 生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について(平成26年6月30日社援保発0630第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成26年通知」という。)

ア 関係先調査の実施に関する留意事項（第3）

(ア) 新法第29条による調査については、適正な保護の決定又は実施等に当たって、第4の表の範囲において実施が認められるものであることから、保護の実施機関等にあつては、第1の改正の趣旨を踏まえ、効果的・効率的な調査を行うよ

う努めること（第3の1）。

(イ) 関係先調査の実施に当たっては、従前と同様に、原則として、申請時又は申請後直ちに保護の実施機関等が行う資産、収入の状況等に関する関係先調査に同意する旨を記した書面(同意書)に、署名捺印をさせ申請者から提出させること。

なお、今般の法改正により調査範囲等が変更されたこと等に伴い、別途準則様式12号別添3に定める同意書様式を改正したので、現に保護を受けている者についても、適宜、様式変更後の同意書の提出を求めること（第3の2）。

イ 関係先調査の範囲（第4）

(ア) 新法第29条では、保護の決定又は実施等のため必要があると認めるときに行う調査の範囲について、下表のとおり調査対象者、調査事項を定めている。

下表中、過去に被保護者であった者の調査の実施は、保護の実施機関等が保護の決定又は実施等のために必要があると認める場合の年限に制限はないが、保護決定調書等の保存期間を踏まえ5年を標準とすること。ただし、当該情報を所有する官公署等及び関係人においては、当該情報に係る文書等の保存期間内であって管理している範囲において回答が可能であることに留意すること。

また、過去に被保護者であった者の※印の事項に係る調査の実施は、保護を受けていた期間に限るものであること。

(イ) 調査事項（第4の下表（C）欄）

- a 氏名
- b 住所又は居所
- c 資産の状況(※)
- d 収入の状況(※)
- e 生業若しくは就労又は求職活動の状況(※)
- f 扶養義務者の扶養の状況(※)
- g 他の法律に定める扶助の状況(※)
- h 健康状態
- i 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- j 支出の状況(※)

(8) 法

ア (ア) 行政機関等は、個人情報等を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない（第61条第1項）。

(イ) 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない（同条第2項）。

イ 行政機関の長は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない（第63条）。

- ウ 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない（第64条）。
- エ (ア) 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（第69条第1項）。
- (イ) 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（同条第2項）。
- a 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（同項第1号）。
- b 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同第2号）。
- c 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同第3号）。
- d 前第3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同第4号）。
- オ 行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない（第71条第1項）。
- カ 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない（第98条第1項）。
- (ア) 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条1項及び2項の規定に違反して利用されているとき
当該保有個人情報の利用の停止又は消去（同項1号）

(イ) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき

当該保有個人情報の提供の停止（同項第2号）

キ 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない（同第3項）。

(8) 葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年12月条例第27号。平成30年10月1日施行のもの。以下「改正前条例」という。）

実施機関は、当該実施機関又は他の実施機関の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用をする場合は、本人等の同意を得なければならない。ただし、他の実施機関の保有個人情報の目的外利用をする場合で、当該他の実施機関があらかじめその同意を得ているときは、この限りでない（第16条第1項）。

2 認定した事実

(1) 審査請求人は、令和3年8月2日ころ、母Y（以下「世帯主」という。）及び請求人の弟Z（以下「請求人弟」といい、請求人及び世帯主とあわせて「請求人ら」という。）を同一世帯員とする同年7月31日の日付が記載された生活保護申請書、収入・無収入申告書及び資産申告書（以下あわせて「本件申請書類」という。）を処分庁にファクシミリで送信した。

(2) 令和3年8月26日、処分庁の担当職員は、請求人らの自宅を訪問した際、本件同意書について、署名押印の上、提出することを求めた。

(3) 本件同意書は、生活保護法による保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、以下に掲げる事項につき、処分庁が、官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、同意者の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることを同意するとともに、処分庁の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、同意者が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えることに同意することを内容とするものである。

a 氏名及び住所又は居所

b 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）

c 健康状態

d 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況

e 支出の状況

ただし、保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

- (4) 審査請求人らは、同日、それぞれ自署押印し、処分庁担当職員に提出した。
- (5) 処分庁は、葛飾区において法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で請求人らの個人情報を利用するために必要な①提供先（担当課）、②提供する又は提供を受ける情報、③使用目的がそれぞれ記載された同意書類の提出を、同日求めたところ、請求人らは各々が自署押印し、同日、担当職員にそれを提出した（以下「本件同意書類」という。）。
- (6) 葛飾区福祉事務所長は、保護の開始日を令和3年7月31日付けとする請求人らの生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生保法」という。）に基づく保護の開始を決定した。
- (7) 同月30日から同年12月16日まで、処分庁は、本件同意書の写しを添付し、複数の機関に生保法第29条に基づく調査を行った。
- (8) 審査請求人は、令和5年5月13日、処分庁に対し、法第99条第1項に基づき、葛飾区福祉事務所長が保有する本人世帯に関わる同意書の署名部分について、同項第1号に該当する事由があるものとして、本件請求を行った。
- (9) 処分庁は、令和5年9月13日、本件情報の開示請求手続が行われていないため、法第98条第3項の要件を充たさないこと及び同条第1項第1号に該当する事由がないことから、本件情報の利用を停止しないことを決定し、審査請求人に通知した（以下、同決定を「本件処分」という。）。
- (10) 審査請求人は、令和5年9月12日、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

3 判断

(1) 審査請求適格について

処分についての審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」がすることができることとされているが（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条）、この「不服がある者」とは、行政庁の違法又は不当な処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者がこれに該当する（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条及び最高裁昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）。

本件審査請求においては、審査請求人のみならず、世帯主及び請求人弟を対象とする処分について取消しを求めているが、審査請求人の権利又は法律上保護された利益とは関係を有しない。そのため、世帯主及び請求人弟に関する請求については、審査請求適格を欠くものであるから、却下すべきである。

(2) 開示請求前置について

法第98条第3項は、「利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。」としており、利用停止請求を行う前提として対象となる保有個人情報の開示を受けること及び当該請求に基づく開示から90日以内に利用停止請求を行うことを求めている。

この点、審査請求人は、法第98条第3項は、利用停止を求める保有個人情報の特定を求める趣旨であり、保有個人情報が特定されていれば、必ずしも個人情報開示請求が前置されている必要はないと主張する。

しかしながら、審査請求人の見解は、法文の定めに反するものであり、妥当ではない。また、審査請求人の請求の対象は本件同意書のみならず、本件同意書類を含むものであるか明確でなく、必ずしも特定として十分ではない。

そもそも、開示請求前置を求める法制と求めない法制がある中で、同項が開示請求前置を求めた趣旨は、更新されることが考えられる個人情報について、当該情報の確認及びそれから相当期間内の請求を求めることによって、利用停止請求の円滑かつ安定的な運用を図ることにある。

そのため、本件において開示請求前置について例外を認めることは妥当ではなく、本件請求は、法第98条第3項に違反する。

(3) 法第98条第1項について

審査請求人は、本件同意書は、処分庁が生活保護を受給する際に必要不可欠であるかのように偽って取得したものであり、法第64条に違反するものとする。

この点、処分庁の弁明によれば、処分庁は、生活保護の受給に当たっては、同意書の提出が必要であるとしてその提出を促したとのことであるが、本件同意書について、平成26年通知の第3の2には「関係先調査の実施に当たっては、従前と同様に、原則として、申請時又は申請後直ちに保護の実施機関等が行う資産、収入の状況等に関する関係先調査に同意する旨を記した書面(同意書)に、署名捺印をさせ申請者から提出させること」との記載はあるが、処分庁が審査請求人の同意撤回の意思を確認した後も生活保護を受給できていること等を考慮すると、確かに生活保護を受給する際に同意書が必要不可欠とまでは言えない。

しかしながら、実態として、生活保護の支給決定、扶助額の決定等に資産の保有状

況及び収入状況の確認は必要であり、申請者の生命及び健康維持の観点から迅速な支給可否を判断するためには、同意書があった方が迅速に調査し、その可否を判断できることが容易に想像できる。さらに、平成18年通知 I 4 (1)では、「同意書が提出されないため、関係先調査ができない場合には、①（略）②保護申請中の者については、同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、生活保護法の趣旨、内容等につき、十分な説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、法第28条の規定に基づき保護申請を却下することについて検討する必要がある」とあり、平成26年通知第3では、前述のとおり、原則として同意書の提出を求めることとなっている。

これらの理由から、同意書は生活保護申請者の資産の保有状況及び収入状況の調査把握を確実にするために必要なものであり、生活保護の受給のために必要なものであることから、必要不可欠なものであるかのように言って同意書を取得したとしても、偽りの手段によって取得されたものと評価することはできない。

よって、「法第64条の規定に違反して取得されたもの」（法第98条第1項第1号）には該当しない。

また、審査請求人は、本件同意は既に撤回されていることから、利用停止を認めなければ不正な手段で本件情報を利用して情報を取得されるおそれがあり、法第63条に違反すると主張する。

しかしながら、法第63条は、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用」されていることを要件とするところ、本件においては、令和3年8月30日から令和4年12月16日までの間に審査請求人世帯の資産の保有状況及び収入状況を確認することを目的として法第29条の規定に基づく調査に本件同意書を利用しており、これは同意書の目的と合致するものである。また、審査請求人が同意を撤回した後は、本件同意書を利用してない。そのため、そのような事情は存せず、「第63条の規定に違反して取り扱われている」（法第98条第1項第1号）とは評価できない。

その他、法第98条第1項第1号には該当するような事情は認められない。

また、処分庁は、職員が誤って利用しないよう、本件同意書をほかの書類とは別に管理しており、かつ、審査請求人らから同意の撤回の申出があったため、現在は

利用できない書類であることを明示した状態で保管している。審査請求人は、本件同意書を葛飾区福祉事務所長が保有している限り、同意の意思がないにもかかわらず意思を誤認させ、不当な手段で情報を取得されるおそれがあるとして消去を求めているが、法に基づく消去の要件に該当しないのであれば、当該情報の消去を行う必要はない。

(4) 理由付記について

審査請求人は、本件処分には、理由付記の不備があると主張する。

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」としている。この趣旨は、処分の理由についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにある。そのことからすれば、理由付記は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者において、その記載自体から了知しうるものではない（最判昭和60年1月22日民集第39巻1号1頁）。

この点、本件処分においては、以下の記載がなされており、開示請求手続がなされないことから法第98条第3項の開示請求前置の要件を満たさないこと、また、本件同意書が不正に取得されたものではなく、適正に利用されているため、法第98条第1項第1号に該当しないことが明記されており、理由付記に不備はない。

① 法第98条第3項において停止請求の前に開示を受けなければならない旨規定されているところ、開示請求手続がされず、開示を受けていないため、第98条第3項の要件を満たしていないもの（法第98条第3項）

② 対象文書は本人の意思に基づいて作成・取得されたものであって不正に取得されたものではなく、また、生活保護法による保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行という利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用しているため、法第98条第1項第1号に該当しないもの（法第98条第1項第1号）。

(5) 小結

以上のとおり、本件審査請求中、世帯主及び請求人弟に関する請求は審査請求適

格を欠き不適法である。

また、本件請求は法第98条第1項第1号及び第3項の要件を満たさず、本件処分の理由付記には不備はない。

4 結論

以上のおおりに、本件審査請求中、世帯主及び請求人弟に関する請求は不適法であるから行政不服審査法第45条第1項の規定により、審査請求人に関する請求は理由がないことから同法第45条第2項により、それぞれ主文のおおりに裁決する。

令和6年12月23日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。